

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第9回)	資料2-2
平成23年5月25日	

参考資料(案)

〔幼保一体化について(案)関係〕

平成23年5月25日

第9回 幼保一体化ワーキングチーム資料

本資料は、第8回幼保一体化ワーキングチーム(5月11日)の資料2-2「参考資料(案)〔幼保一体化について(案)関係〕」について、議論を踏まえて修正を加えたものである。

これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～
17年度

平成18～20年度

平成21年度

幼児教育の振興

次世代育成支援改革

○中央教育審議会 答申 (平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

○中央教育審議会 幼児教育部会と 社会保障審議会 児童部会の合同 の検討会議 (平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

○教育基本法の改正 (平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであること新たに規定(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

○学校教育法の改正 (平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学する学校として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

○幼稚園教育要領の改訂 (平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)

○認定こども園 制度の創設 (平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

○認定こども園制度の 在り方に関する検討会 (平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

○社会保障審議会 少子化対策特別 部会の設置 (平成19年12月～)

- ・第1次報告
(平成21年2月)
- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

○これまでの議論の整理 (平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

○子ども・子育てビジョン (平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

○子ども・子育て新システムの基本制度案要綱 (平成22年6月)

- ・幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
- ・こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象。
- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、新たな指針(こども指針(仮称))を創設。
- ・資格の共通化を始めとした機能の一体化を推進。
- ・多様な事業主体の参入。

子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援(イメージ)

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者 等
= 指定により、地域
型保育給付(仮
称)の対象

それぞれの子ども・子育ての需要に応じた施設・事業及び給付

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

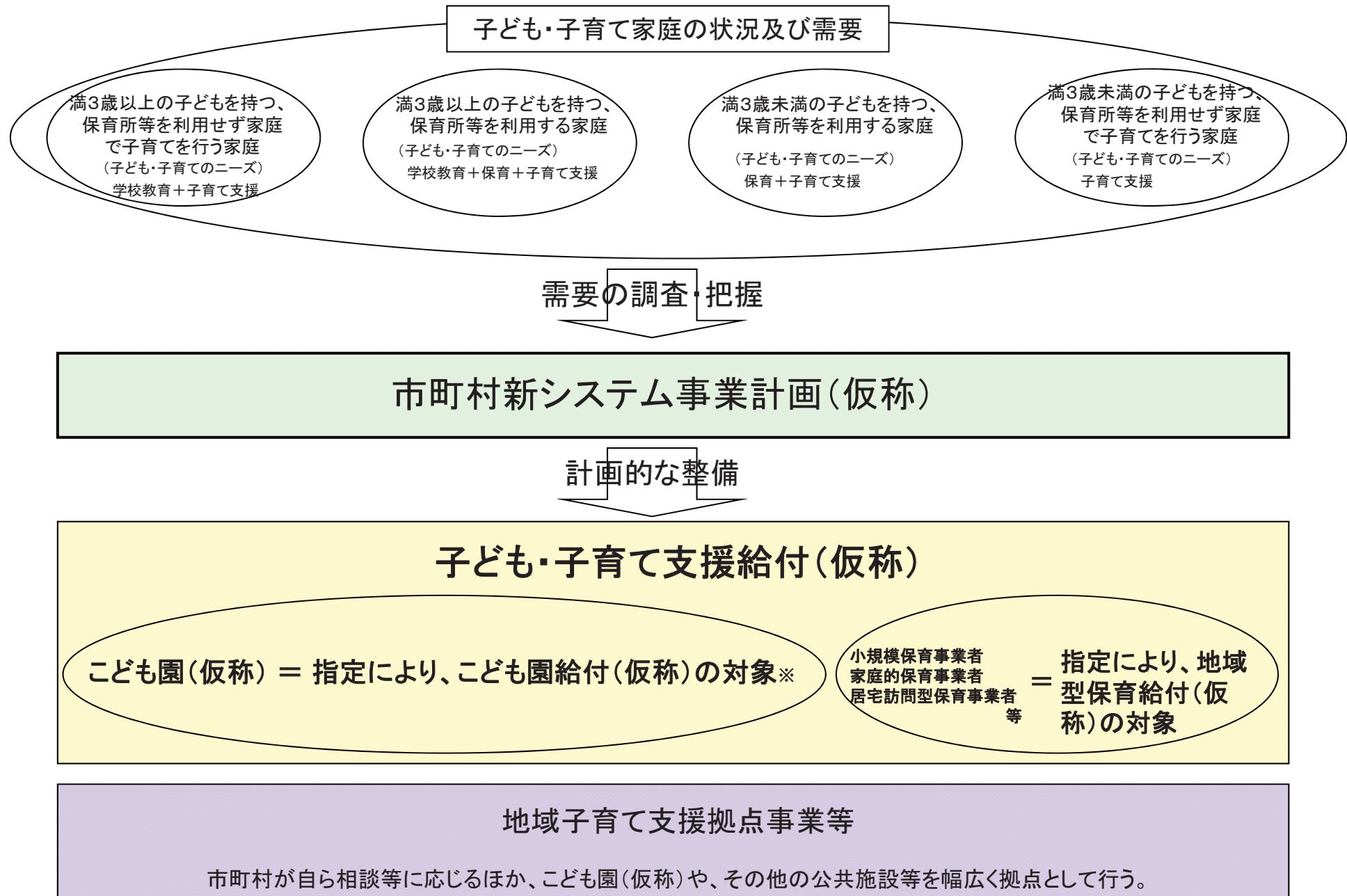
それぞれの子どもや家庭の状況に応じて必要な支援

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

※ 指定対象は、質の担保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。総合施設(仮称)とは、従来「こども園(仮称)」と称していた学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討。

地域における幼児教育・保育の計画的な整備(イメージ)



※ 指定対象は、質の担保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。総合施設(仮称)とは、従来「こども園(仮称)」と称していた学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討。

市町村新システム事業計画(仮称)の策定(イメージ図)

i) 目的

- ・ 全国どの地域においても、地域の実情に応じて、計画的に、学校教育・保育及び家庭における養育の支援等を漏れなく提供する。

ii) 具体的な内容

- ・ 市町村は、学校教育・保育に関する地域の需要やその提供体制など、子ども・子育て支援に関するニーズ等を調査・把握する。
- ・ 市町村は、ニーズ調査等に基づき、学校教育・保育に関する目標等を含む市町村における子ども・子育て支援に関する5年程度の計画(市町村新システム事業計画(仮称))を策定する。
- ・ 市町村は、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、学校教育・保育を含む市町村における子ども・子育て支援の提供体制を計画的に整備する。

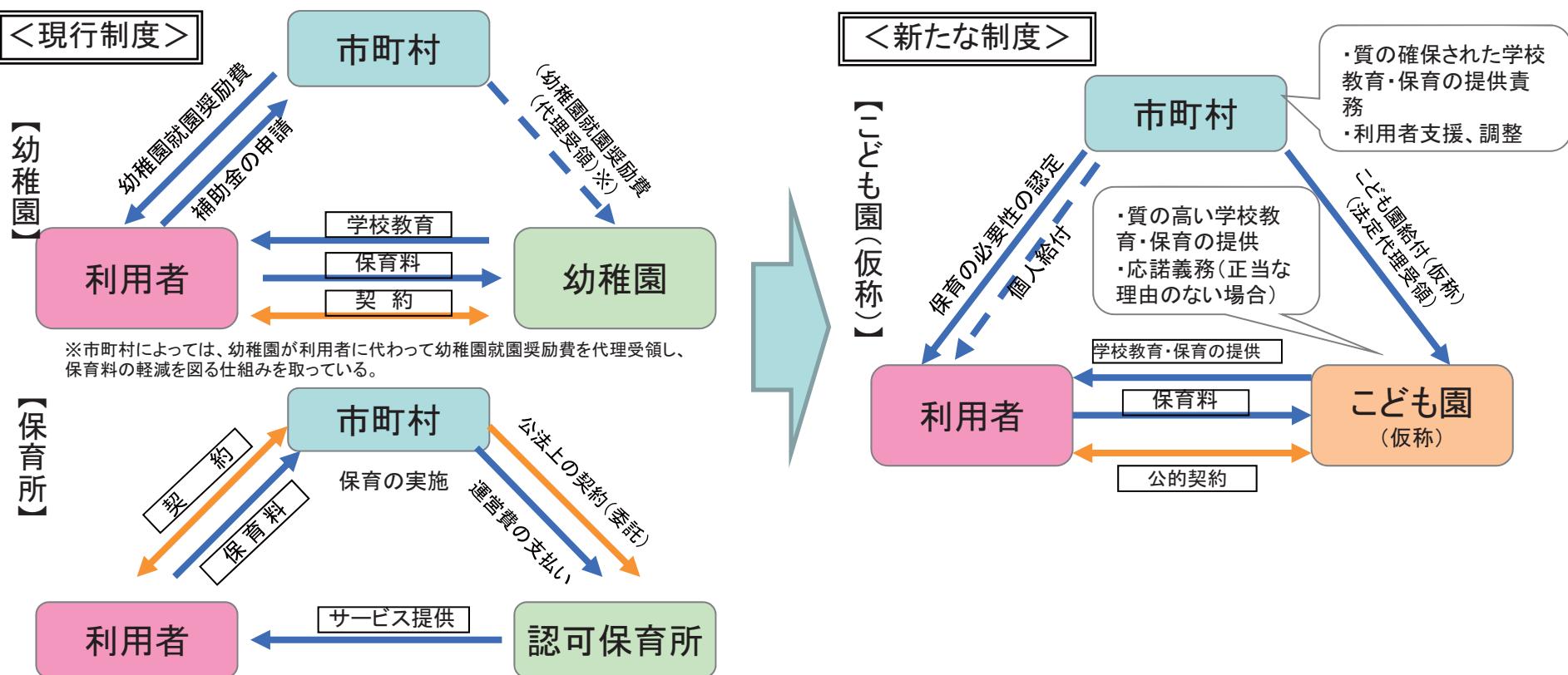
市町村新システム事業計画(仮称)のイメージ

- 目標値の設定
- 日常生活圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・ 学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 地域子育て支援の需要 等
- 見込量の確保の方策
 - ・ こども園(仮称)
 - ・ 多様な保育サービス
 - ・ 地域の子育て支援事業 等

※5年ごとに計画を策定

新たな制度における契約方式

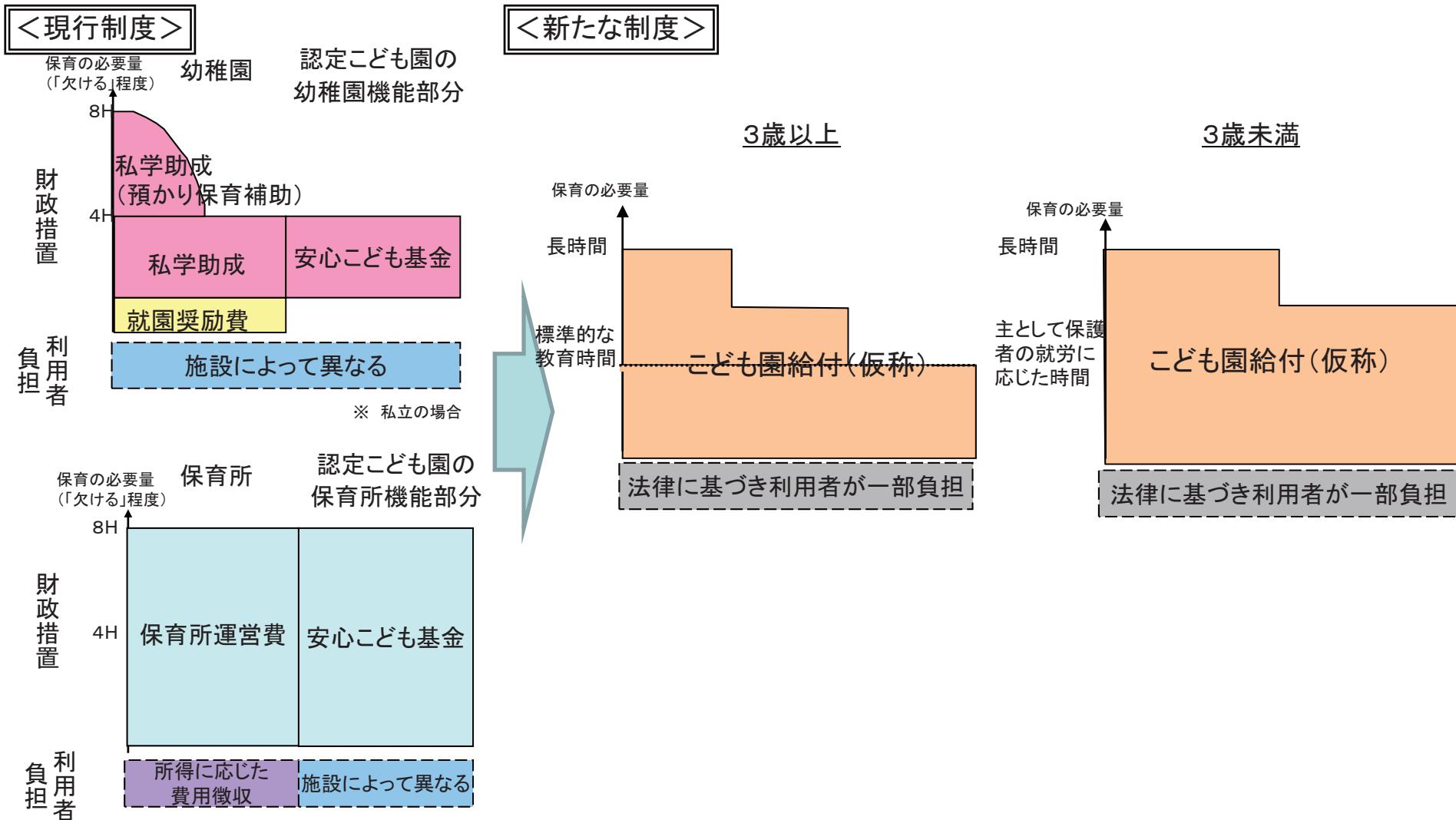
- こども園給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
 - 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
 - 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
 - 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。



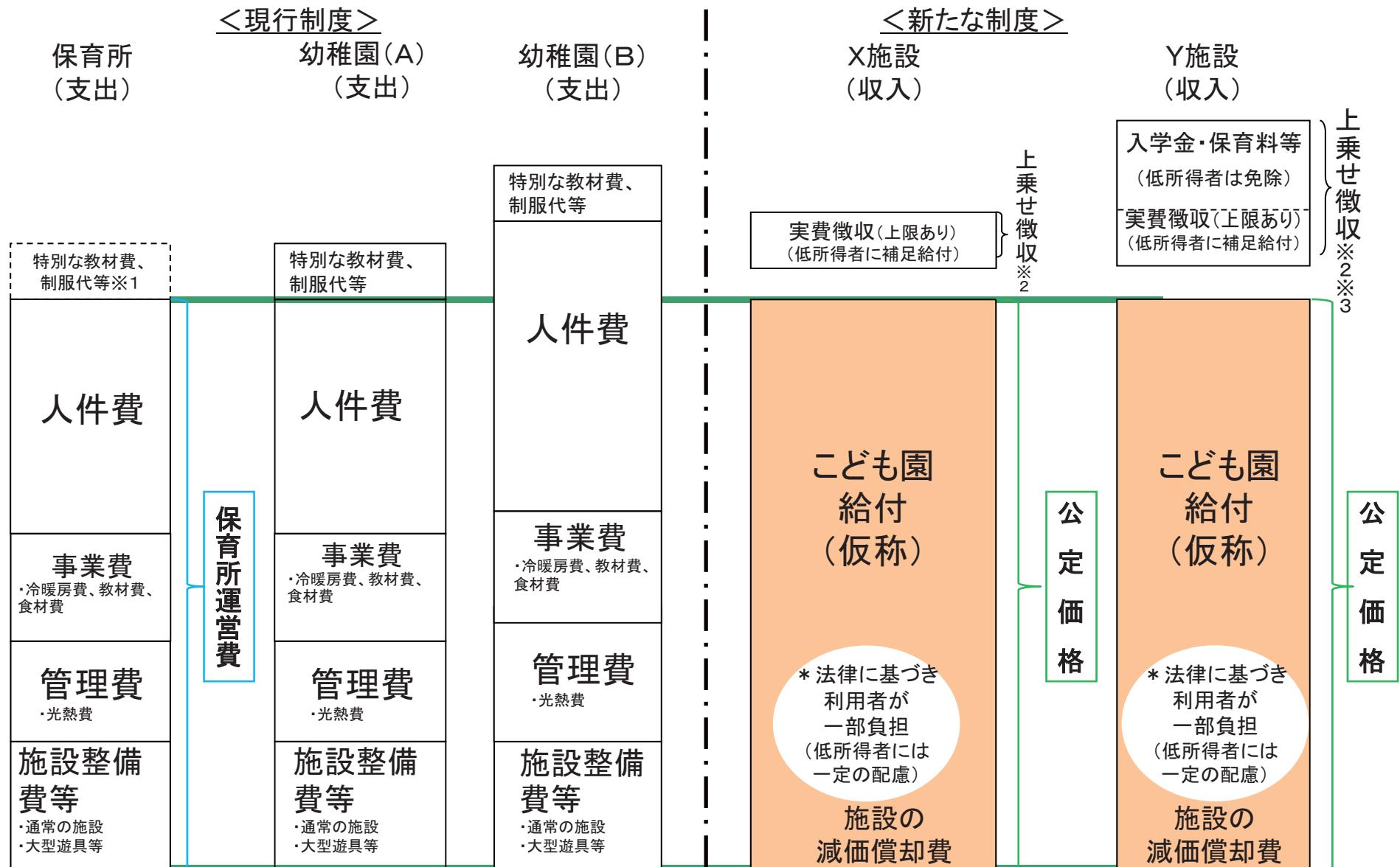
こども園給付(仮称)の創設

○ こども園給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。

- 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する給付



新たな制度における価格設定のイメージ



※1市町村との協議が必要。

※2上乗せ理由及び徴収額については施設が情報開示。

※3実費徴収以外の上乗せ徴収(入学金・保育料等)は上限設定はしない。また、当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。 7

総合施設(仮称)の創設

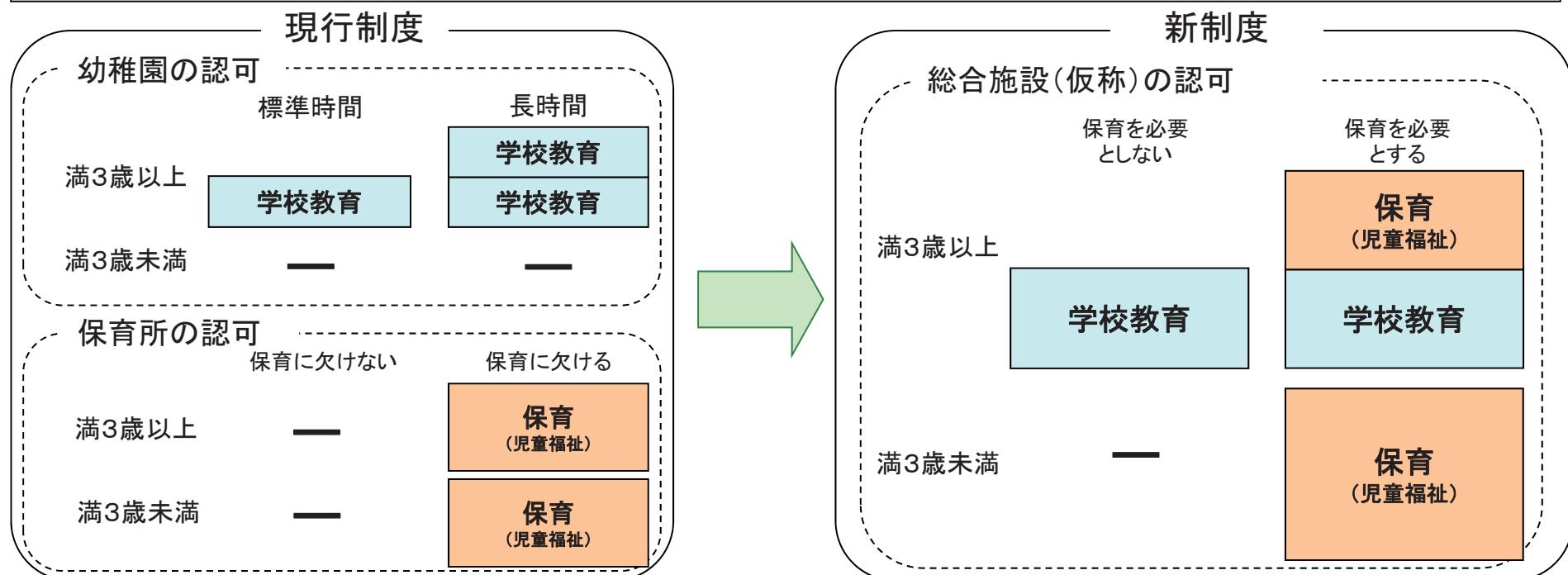
- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
- イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を必要とする子どもに保育を保障。

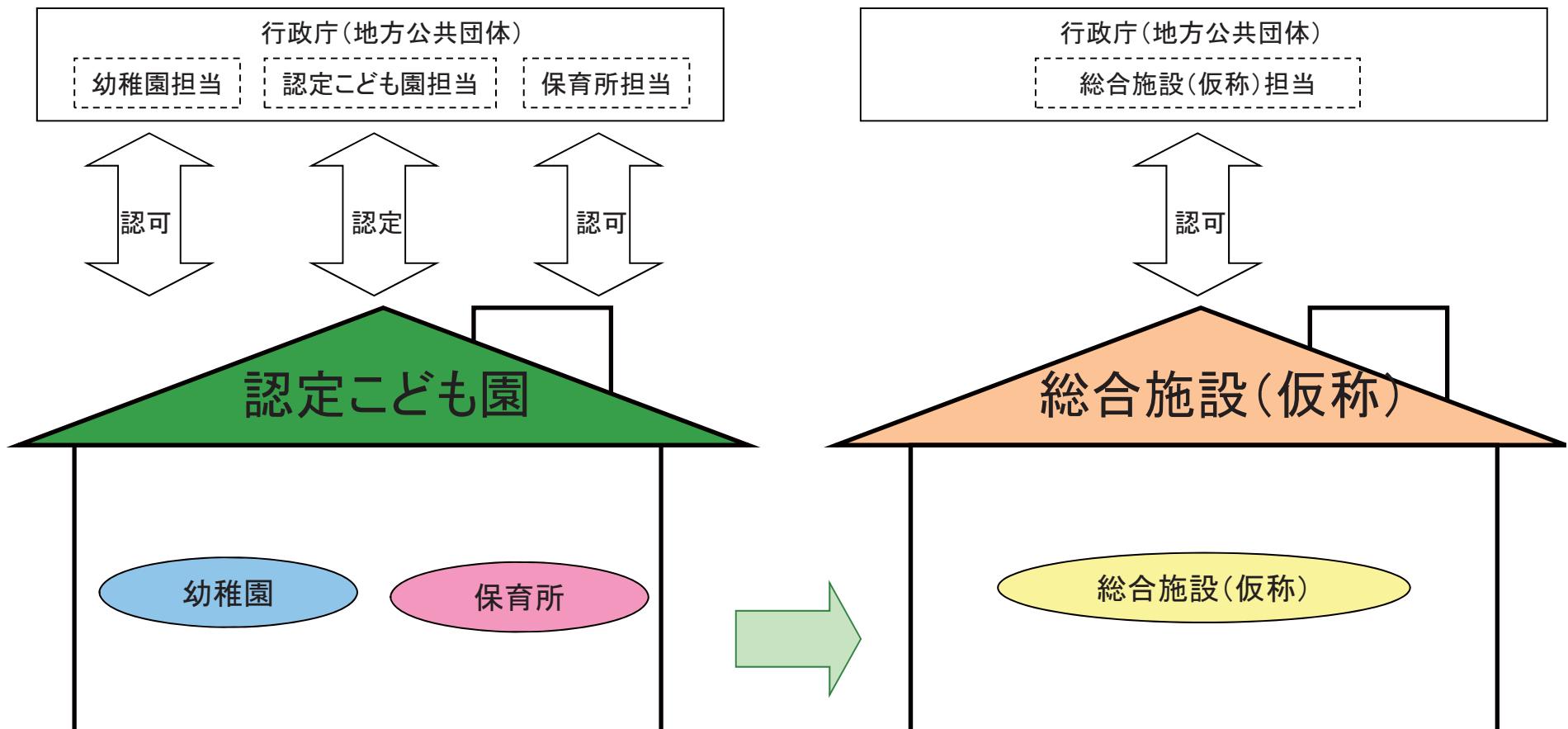
- 総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、総合施設(仮称)への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。

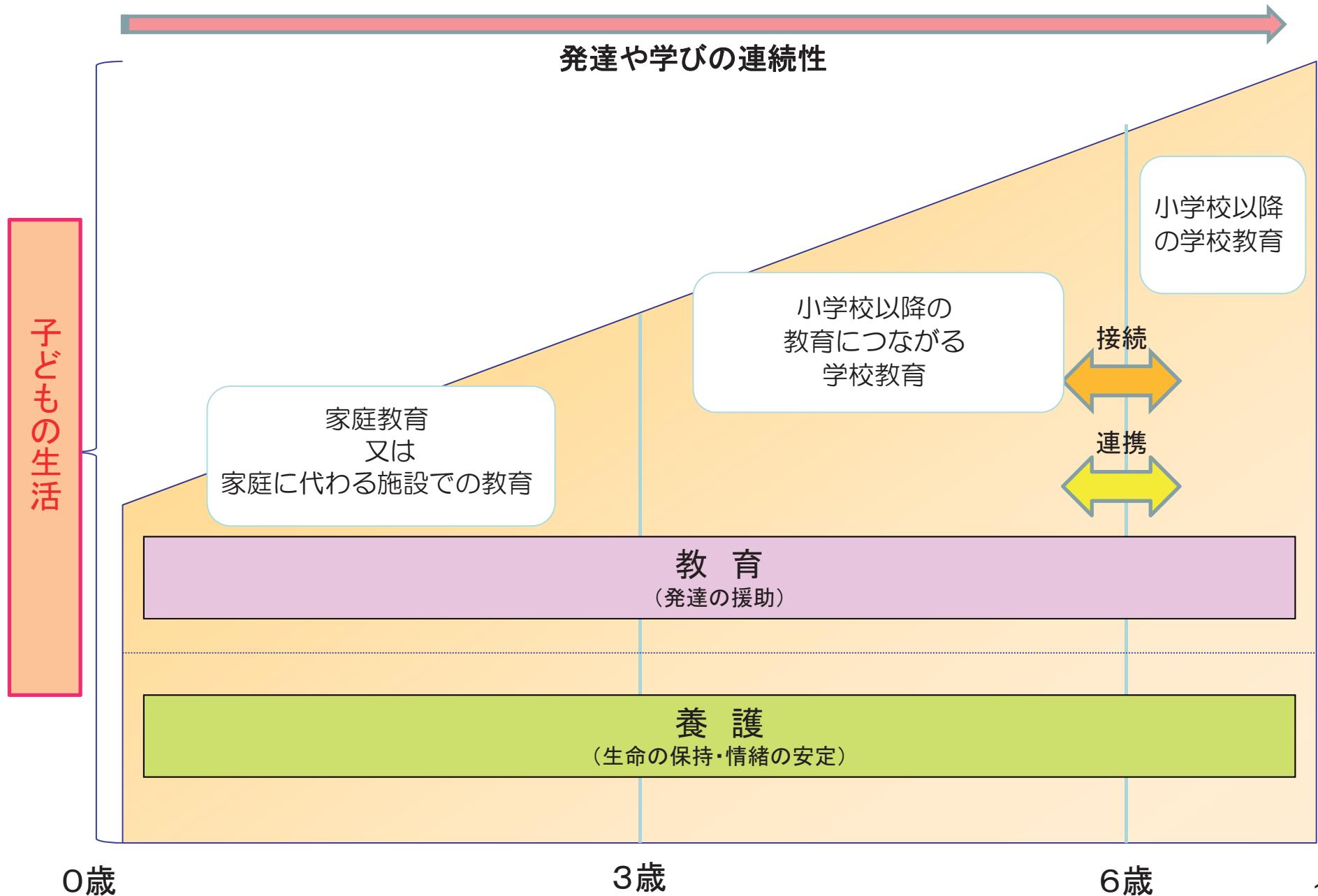


総合施設(仮称)の創設 ～二重行政の解消～

- 現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。
- 総合施設(仮称)においては、総合施設(仮称)の認可に一本化される。



こども指針(仮称)上の取扱い案(イメージ図)



幼保一体化の進め方(イメージ)

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化により総合施設(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

(例)

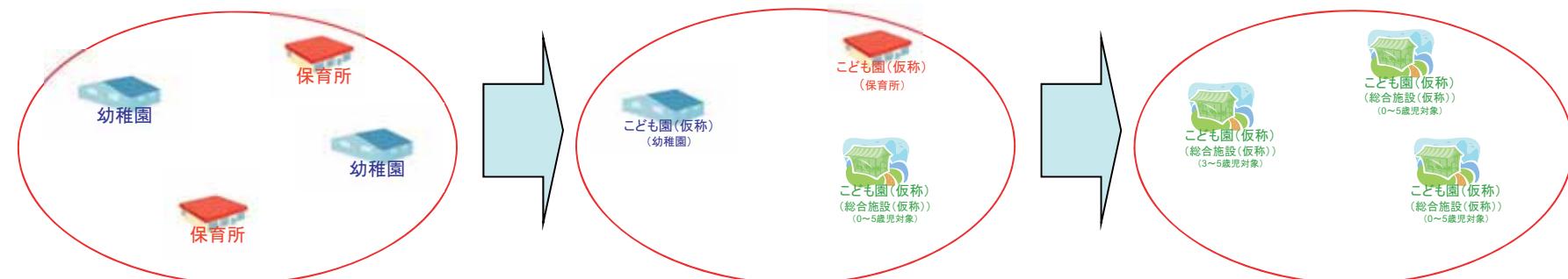
○ 都市部



- 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合施設(仮称)を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。

○ 人口減少地域



- 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。